別表第四中国際的なコスパス・サーサット計画の項の次に、次の項を加える。

国際司法裁判所	一　国際司法裁判所 二　International Court of Justice 三　Cour internationale de Justice 四　ICJ 五　CIJ 六	

	三十	

別表第四中イスラム開発銀行の項に次のように加える。

	九	

附　則

この省令は、令和三年八月二日から施行する。